

入所（園）申込確認票

※次の事項について確認いただき、署名をお願いします。

申込内容が事実と違うことが判明した場合は、入所を取り消すことがあります。

- ① 就労証明書の内容について、記入者に確認させていただく場合があります。
- ② 入所選考は、「広陵町保育所入所選考等に関する要綱」に基づき行われます。
- ③ 申請書裏面の利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名にある特記事項『□上記以外の施設（事業者）は希望しません。』にチェックを入れた場合は希望施設以外の施設に空きがあったとしても、入所選考は行いません。
- ④ 育児休業から復帰する予定で入所された場合、復帰月中に、就労証明書を提出してください。育児休業を延長される場合は入所取消しとなります。
- ⑤ 妊娠・出産を理由に入園し、他に保育を必要とする事由がない場合は産後2ヶ月で退園となります。
- ⑥ 転入予定の方で、入所日（一斉申し込みの場合は申し込みを行った年度の年度末）までに、転入されなかった場合は入所取消しとなります。
- ⑦ 利用中に現在の状況や申請内容に変更があった場合は、広陵町こども課へ届け出してください。届出がない場合や申請と異なる場合等が判明した場合は、入所を取り消し、退所となることがあります。
(結婚・離婚等で世帯状況が変わる、退職する、育児休業を取得する、住民税が当初の申告から変わる場合等)
- ⑧ 申請児童の健康状態等について、内定時に保育施設に情報提供を行う場合があります。
- ⑨ 保育園に入所できない場合は以下のとおりです。（該当する番号1つに○印）
 - 1 入所できるまで待つ（待機児童名簿に登載されることを希望する）
 - 2 希望園に入所できるまで待つ（特定の園を希望する）
 - 3 幼稚園や認可外保育施設等を利用する
 - 4 育児休業を延長する
 - 5 求職活動を休止する
 - 6 入所を希望しない
 - 7 その他（ ）

【次年度申し込みの場合】

- ⑩ 育児休業から復帰予定で予約入所の申し込みを行い内定した場合、入所月の前倒しができるため内定している年度で不承諾通知は発行できません。
- ⑪ 転園希望で入所申込し、町内新規申込施設で内定が決定すると、現在通っている施設での継続利用はできません。
- ⑫ 町内施設と町外施設の併願はできませんが、現在、町外の施設に入所されている方で、町内の施設に転園希望の方に限り、新規町内施設と継続町外施設の併願が可能です。
- ⑬ 他市町村の施設を希望する場合は、施設所在地市町村に申込手続き及び期日を確認のうえ申請書類を提出してください。

以上の項目について、確認・了承のうえ署名します。

年 月 日

保 護 者 氏 名